

個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（仮称）の制定について（概要版）

条例制定の趣旨

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」といいます。）が、平成 25 年 5 月 31 日に公布されました。

葉山町では、マイナンバー制度が開始されることに伴い、番号法の適用を受けることとなる事務の、庁内（教育委員会を含みます。）での個人情報の授受を適切に行っていくため、独自にマイナンバーを使用し、個人情報を相互に授受するため、個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（以下「条例」といいます。）を制定します。

条例の概要

条例では、番号法に規定されている事務は、包括的に規定します。マイナンバーを葉山町が独自に利用する事務や事務で利用する個人情報は、別表を作り規定します。より具体的な内容は、規則を定めて規定します。

独自利用事務は、事務の根拠が法令によるもの、要綱によるものに関わらず、検討をしていきます。

なお、個人番号カードの独自利用は、国の動向を踏まえ、検討を進めていきます。

独自利用を検討している事務

- 避難行動要支援者名簿作成等に関する事務
- 小児の医療費の助成に関する事務
- ひとり親家庭等の医療費助成に関する事務
- 私立幼稚園就園費補助金の交付に関する事務
- 就学援助費の交付に関する事務
- 特別支援教育就学奨励費負担金等の交付に関する事務

今後のスケジュール

平成 27 年 6 月 9 日（水）～平成 27 年 7 月 9 日（木） パブリックコメント

平成 27 年 7 月 個人情報保護審査会への諮問及び答申の受領

平成 27 年 9 月議会 個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（仮称）

平成 28 年 1 月 条例の施行

より詳細な情報は別紙でご確認ください。